

京都市告示第153号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成17年4月1日から平成18年3月31日まで、財団法人京都市生涯学習振興財団を京都市公金収納受託者とし、京都市子育て支援総合センターこどもみらい館の使用料の徴収事務を委託します。

平成17年4月1日

京都市長 榊本頼兼

(子育て支援総合センターこどもみらい館)